

別表 高知県育成品種の自家増殖に係る取扱一覧表（令和8年8月10日施行時点）

区分	植物の 種 類	品種の名称	登録番号 (出願番号)	登録年月日 (出願年月日)	海 外 持ち出し	栽培地域 の制限	自家増殖		
							可否	許諾 手続	利用料
(1) 許諾手続 不要品種 ^{※1}	稲	南国そだち	18112	H21. 3. 19	制限する	有（県内） ^{※2}	可 ^{※3}	不要	不要
		よさ恋美人	29925	R 6. 10. 21	制限する	有（県内） ^{※2}	可 ^{※3}	不要	不要
		土佐麗	29566	R 5. 1. 25	制限する	有（県内） ^{※2}	可 ^{※3}	不要	不要
	ナシ	龍水	23911	H27. 3. 3	制限する	有（県内） ^{※2}	可 ^{※3}	不要	不要
	グロリオサ	高育2号	(38472)	(R 8. 3. 23)	制限する	有（県内） ^{※5}	可 ^{※3}	不要	不要
		高育3号	(38473)	(R 8. 3. 23)	制限する	有（県内） ^{※5}	可 ^{※3}	不要	不要
(2) 許諾手続 必要品種	現時点では、該当 品種なし								
(3) 自家増殖 禁止品種	シシトウ	土佐じし スリム	17963	H21. 3. 19	制限する	有（県内） ^{※2}	否	—	—
		高育交シシ 15号	30998	R 7. 6. 26	制限する	有（県内） ^{※5}	否	—	—
		高育交シシ 16号	30999	R 7. 6. 26	制限する	有（県内） ^{※5}	否	—	—
	トウガラシ (台木)	チャガマラン	24597	H27. 11. 20	制限する	有（県内） ^{※2}	否	—	—
	ナス	土佐鷹	18148	H21. 3. 19	制限する	有（県内） ^{※2}	否	—	—
		慎太郎	21188	H23. 10. 5	制限する	有（県内） ^{※2}	否	—	—
		なつのすけ	21284	H23. 12. 20	制限する	有（県内） ^{※2}	否	—	—
	ピーマン	トサミドリ	17962	H21. 3. 19	制限する	有（県内） ^{※2}	否	—	—
	ミカン	上村早生	22557	H25. 4. 18	制限する	有（県内） ^{※2}	可 ^{※3}	不要	不要
(4) 共有品種	文旦	ボナルーナ	29571	R 5. 3. 6	制限する	検討中	※4		

※1 県内生産者に限り、下記の遵守事項を遵守することを条件として、自家増殖に係る利用許諾の手続き不要で自家増殖をすることができる。

【自家増殖における遵守事項】※ 県内生産者に限り、自家増殖をした時点で、この遵守事項に同意されたものとみなします。

- (1) 自家増殖により得た種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
- (2) 自家増殖により得た種苗は、品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切に選別し、利用すること。
ただし、利用した種苗によってその品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく県に報告すること。
- (3) 自家増殖により得た種苗は、有償又は無償にかかわらず第三者に譲渡しないこと。
- (4) 県育成品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- (5) 自家増殖について県が調査する場合には、協力すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県育成品種の自家増殖に関係する事項については、県の指示に従うこと。

※2 種苗法に基づく制限によるものではなく、品種利用契約による制限である。

※3 県外生産者は、当該県育成品種に係る自家増殖を認めない。

※4 当該共有品種の自家増殖の取扱いについては、県に問い合わせをすること。

※5 種苗法に基づく制限である